

I. 現在の岐阜県教育大綱(H28~H30)についての整理

1. 教育大綱とは

- 教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(H27.4施行)により、新たに策定することとされたもの。
- 首長が教育委員会と協議した上で、教育の目標や振興等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

- ・ 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- 本県においても将来を担う子どもたちの教育をいかに進めていくかの、大きな方向性を示すものとして平成28年3月に平成28年度~平成30年度を対象期間とする「岐阜県教育大綱」を策定した。
- 本年度でこの教育大綱の期間が終了することから、次期教育大綱の検討が必要。

2. 岐阜県教育大綱の基本理念と基本目標

- 基本理念：「清流の国ぎふ」の未来を担う人材の育成
- 基本目標
 1. 確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進
 2. 今日的な課題（少子化、グローバル化、情報化等）に対応した教育の推進
 3. 郷土を愛し、他者を思いやる心を育む教育の推進
 4. 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進
 5. スポーツの振興、健康・体力づくりの推進
 6. 生涯学習、文化芸術の振興
 7. 魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進

3. 岐阜県教育大綱と岐阜県教育ビジョンの関係

- 教育ビジョンは教育基本法に基づき教育委員会が教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたもの(H26.3策定)。
- 教育大綱と教育ビジョンでそれぞれ、基本目標や方針を共有しつつ、教育大綱には目標・方針などの大きな方向性のみを記載し、具体的取組みは教育ビジョンに盛り込まれているという整理(ビジョンにも目標・方針は記載)。
- 国は、教育大綱の対象期間を首長の任期が4年であること等から4~5年程度と想定しているが、本県では、次の見直しの際、教育ビジョンと始期を合わせるため平成30年度までの3年(ビジョンはH26~30)とした。

Ⅱ. 次期岐阜県教育大綱の方向性（案）

- 教育大綱は将来の岐阜県を担う子どもたちの教育をいかに進めていくのかの根本となる方向性を定めたものであることから、基本的に踏襲する。
- このため、次期教育大綱については、現行の教育大綱の理念や目標を基本に、教育を取り巻く環境変化を踏まえた修正を加え策定することとし、これまでの総合教育会議等での意見や次期（3次）教育ビジョンにおける課題の整理なども踏まえながら、総合教育会議において議論を行う。
- また、次期（3次）教育ビジョンについては、教育大綱と基本理念などの大きな方向性を共有しつつ、具体の実施計画も含めて教育大綱と歩調を合わせながら策定を進めるものとする。

Ⅲ. 策定スケジュール（案）

	岐阜県教育大綱	岐阜県教育ビジョン
平成 30 年 6 月	6/18 第 1 回総合教育会議	
7 月		◎ビジョン策定委員会（主要施策等）
8 月	随時、スクールミーティング等関係者との意見交換を実施	
8 月		◎ビジョン策定委員会（骨子案）
9 月	8～9 月 第 2 回総合教育会議（大綱、ビジョン骨子）	
	* 県議会との意見交換（骨子）	* 議会報告（骨子）
10 月		
11 月		◎ビジョン策定委員会
12 月		* 議会報告（素案）
平成 31 年 1 月		
2 月	2 月 第 3 回総合教育会議（大綱、ビジョン案）	
3 月	岐阜県教育大綱策定	* 議決 岐阜県教育ビジョン策定

IV. 前回の教育大綱策定時（H27 年度）の論点

（H27 年度第 1 回岐阜県総合教育会議資料より）

1 人口減少・少子高齢化社会における担い手の育成

（1）産業人材の育成

- ・人口減少社会において、社会の活力の源である産業の振興を図ることが必要であり、その担い手を育成するために、充実・強化すべき政策は何か

（2）医療・福祉人材の育成

- ・高齢化が進展する中、将来不足が見込まれる医療・福祉の担い手をいかに育成・確保するか

（3）リーダー人材の育成

- ・トップ層をさらに伸ばす必要はないか、あるいは、将来、起業を目指すようなリーダー人材を育成するうえでの課題は何か

2 市民教育の推進

- ・選挙権年齢の引下げもにらみ、将来、社会人として主体的に社会参画できる自覚と力を育むには、どうしたらよいか

3 ふるさと教育の推進

- ・「清流の国ぎふ」に対する誇りや愛着、将来、地域に貢献したいという心を育むには、地域、学校、行政が、どんなことに取り組んだらよいか

4 文化・スポーツの振興

- ・生涯を通じて文化・芸術、スポーツに親しむ機会を確保するうえで、どのようなことに取り組んだらよいか

5 安全・安心な学校づくり

- ・児童生徒がのびのびと教育を受けられる環境づくりにおいて、今日的な課題は何か、また、その対応において連携すべきことは何か

6 多様な教育機会の確保

- ・特別な配慮を要する児童生徒への対応など、等しく教育の機会を確保するうえで、どのような環境整備や対応を行えばよいか

7 教職員の資質向上

- ・質の高い教育を提供できる教職員を育成・確保するうえでの課題は何か

V. 総合教育会議等におけるこれまでの主な意見

教育大綱の見直しの参考となる教育を取り巻く環境変化等に関する総合教育会議、ビジョン策定委員会、「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議等での主な意見

1. 確かな学力の育成と児童生徒のニーズの多様化について

- 学力の育成に向けては、自分から進んで勉強する気持ちを持たせることが重要。
- 専門高校においては、地域の特色や地域のニーズも踏まえた専門教育の展開が必要。また、普通高校においては、引き続き進学指導の強化を図るとともに将来に備えた地域や企業などとの交流の機会を設けることなども重要。
- 不登校になった生徒が社会に出るのに備え、コミュニケーション等のスキルを身に付ける仕組みが必要。
- 特別支援学校等の整備により、障がいのある児童生徒の学習環境が整ってきたので、生徒の一般就労に繋げていく必要がある。

2. 今日的な課題への対応について

- 少子高齢化の進展により地域や産業を支える担い手が減少する中、教育委員会と首長部局が連携し、総がかりで取り組むべき。
- 小中学校の段階から地域産業やそれにつながる教育を行っている専門高校に対する興味・関心や理解を醸成するための取組みを講じるべき。
- グローバル化や情報化の進展を踏まえた学習のあり方を検討する必要がある。

3. 郷土を愛し、他者を思いやる心の育成や学校・家庭・地域の連携について

- 幼小中高における課外活動などを利用して、県の文化や伝統等を体験しながら学んでもらうような仕組みが必要。
- 子どもたちが地域の文化や伝統等を知り、見つめ直す機会・環境をつくるなど、次代への伝承に向けた取組みが必要。

4. スポーツや文化芸術の振興等について

- レクリエーションスポーツにより身体を動かす楽しさを体験し、スポーツ振興に繋げることが必要であり、レクリエーションの指導者育成も重要。
- 県民に県の伝統、文化を知ってもらうとともに国内外も発信していく必要がある。

5. 魅力ある教職員育成と安全・安心な教育環境づくりについて

- 教員がよりきめこまやかに子どもに向き合えるよう、働き方改革を推進する必要がある。
- 学校の業務は、効率化・時間短縮が求められているにも関わらず、やるべきことが減らないことが問題。部活動や行事のあり方を見直す必要がある。
- 技術革新を踏まえ、企業や大学等とも連携しながら、時代の変化に対応した教育環境を整備する必要がある。